

第8章 計画の点検・評価

== 1 北海道環境基本計画〔第2次計画〕の点検・評価結果の概要 ==

(1) はじめに

北海道環境基本計画〔第2次計画〕（以下、「基本計画」という。）では、その着実な推進を図るため、重点事項を中心に、基本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとしています。この度、平成23年度における施策の実施状況などをもとに、基本計画に掲げる5つの「分野」と4つの「重点事項」の目標の達成状況を把握し、課題等を整理しました。

なお、この概要は、北海道環境審議会における調査審議の資料として作成したものであり、最終的な点検・評価結果については、ホームページにおいて公表します。

(2) 分野別の概要

基本計画では、「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」及び「地域環境の確保」という4つの「分野」と、横断的・共通的に関わる施策として「共通的・基盤的な施策」を掲げています。ここでは、それらの点検・評価結果の概要について記述します。

ア 地域から取り組む地球環境の保全

本道の温室効果ガス排出量は、平成20年度から減少傾向にあります。積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、依然として民生（家庭）部門、運輸部門からの二酸化炭素排出割合は全国に比べ高い状況にあります。また、全国と比較して化石燃料への依存度が高いことから、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、北海道が優位性を発揮する森林資源やバイオマス資源を活用したカーボン・オフセットの取組を図るなど、今後とも、「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づき、道民、事業者、市町村等の連携・協働のもと、地球温暖化対策に関する施策を推進していきます。

特に重点的に取り組む施策を「ガイア・NEXTプロジェクト」として掲げ、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を目的とした、道民・事業者の地球温暖化防止行動を促進するための普及啓発や自発的な環境活動に対する支援の実施、地域特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入を進めるための省エネ促進・新エネ導入に対する支援の実施など、全庁的に関連施策を推進していきます。

イ 北海道らしい循環型社会の形成

道民一人1日当たりの一般廃棄物の排出量の減少が認められるとともに、各種リサイクルの取組の進展により、一般廃棄物のリサイクル率は増加しています。また、認定リサイクル製品数やグリーン購入の市町村数も増加していることから、道民、事業者、市町村等の循環型社会形成への意識は高まっていることが伺えます。

しかし、一般廃棄物については、一人1日当たりのごみの排出量が全国平均を依然として上回っていること、産業廃棄物については、再生利用量が少なく最終処分量の多い汚泥、廃プラスチック類など廃棄物の種類によってはリサイクルが進んでいないなどの課題があることから、引き続き各種普及啓発やリサイクル関連施設の整備促進などに努めます。

また、不適正処理の未然防止や早期発見・対応を強化するためには、適正処理の遵守意識の高揚や多くの道民・民間企業等から情報提供・協力を受ける必要があり、引き続き、広報啓発に取り組むとともに、フリーダイヤル産廃１１０番の効果的運用による通報体制の拡充や不法投棄撲滅協定締結事業者との連携推進を図ります。

バイオマスについては、利活用率は向上していますが、種類や量には地域的な偏りがあるため、その特性に応じた利活用システムの構築を促進します。

また、リサイクル産業のさらなる育成やリサイクル製品の利用拡大を図ります。

ウ 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

自然公園等のすぐれた自然地域では、自然保護監視員等が定期的な監視と指導を行っていますが、希少な高山植物の踏み荒らしや盗掘・違法採取が各地で確認されていることから、今後も適切な保護管理と適正な利用を進めるための施設整備を行っていく必要があります。

希少野生動植物の保護管理については、国の希少種に指定されているタンチョウの個体数は増加傾向にありますが、シマフクロウなど猛禽類の中には個体数の減少が危惧される種があり、適切な保護対策の推進が必要です。なお、タンチョウについては、徐々に生息域が拡大する傾向にありますが、越冬期には給餌場に集中しており、ひとたび高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病が発生すると、一気に病気が蔓延してしまうおそれがあるため、給餌方法の改善などにより越冬期の分散を進めていく必要があります。

一方、外来種の生息域拡大が続いている状況にあることに加え、一時絶滅も危惧されたエゾシカについても、現在全道で約65万頭が生息するまでとなり、近年は多額の農林業被害も報告されるなど、生態系へも大きな影響が生じています。このため、外来種の中でも特に問題となっているアライグマやセイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニについては、北海道生物多様性保全計画に基づき、積極的な防除を推進していきます。また、エゾシカについては、東部地域における生息数は、平成22年度から増加抑制の傾向がみえてきたものの、依然として農林業被害や交通事故など人間生活との軋轢が緩和されていないことから、今後も継続した個体数調整の取組が必要です。

大気については、測定項目である「二酸化硫黄」、「二酸化窒素」、「浮遊粒子状物質」のいずれも環境基準を達成しており、おおむね良好な大気環境が保たれています。

騒音については、一般地域及び自動車騒音の環境基準達成率は目標に向け推移しているものの、航空機騒音は、平成25年度から環境基準の評価方法が変更されることから、現在環境基準を達成していない新千歳空港及び千歳飛行場について、今後とも常時監視を行い、必要に応じて改善対策の要望などを検討します。

学校、企業、地域等における環境教育や環境保全活動の重要性に関する認識は高まりつつあり、「環境配慮活動実践者」や環境管理システムの認証取得事業所数、クリーン農業に取り組む生産集団数等は増加しています。

また、環境モデル都市として国に選定された帯広市及び下川町においては、低炭素社会の実現に向けた様々な取組が行われています。

今後とも、地域における環境教育の指導者を育成し、効果的に活用するとともに、家庭、学校、NPO等の民間団体、事業者、行政など様々な主体の連携・協働による環境教育を推進します。

また、環境に配慮した事業活動の推進を図るため、事業者が環境負荷の低減に積極的に取り組むよう「北海道グリーン・ビジネス認定制度」等の各種制度のPRに努めるとともに、企業の社会貢献活動などについても情報収集し発信していきます。

さらに、環境にやさしいライフスタイルの確立に資する取組として、北海道の環境をしっかりと守り、将来の世代に引き継いでいくという「北海道環境宣言」に則り、道民や事業者に対する事業の実施、パネル展や講演会などを通じて、普及啓発などに努めていきます。

環境に関する調査研究や技術開発については、国、関係自治体、各試験研究機関などと連携を図りながら、地球温暖化防止、廃棄物の排出抑制・リサイクル、野生生物対策など様々な環境分野における課題解決に向けた取組を進めていきます。

(3) 重点事項別の概要

基本計画では、環境政策全般を5つの「分野」に分類しているほか、「重点事項」として、「北海道の特性を生かした地球温暖化対策の推進」など、4つの事項を掲げています。ここでは、それらの点検・評価結果の概要を記述します。

ア 北海道の特性を生かした地球温暖化対策の推進

平成21年度の本道の温室効果ガス排出量は6,478万t-CO₂となっており、一人当たりの温室効果ガス排出量は11.8t-CO₂/人と全国平均の約1.2倍となっていることから、道民一人ひとりの日常生活や職場での温室効果ガス排出削減に向けた意識改革と身近で地道な取組が重要です。また、全国と比較して化石燃料の依存度が高いことから、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、北海道が優位性を発揮する森林資源やバイオマス資源を活用したカーボン・オフセットの取組を促進するなど、温暖化対策の取組を促進する必要があります。

二酸化炭素吸収源としての森林の保全・整備の推進にあたっては、二酸化炭素の吸収など、多面的機能を持続的に発揮する地域特性に応じた森林の保全・整備を推進するとともに、森林づくりに対する道民意識の向上を図り、道民等との協働による森林づくりを推進していきます。

[illegible]

道内に多様かつ豊富に賦存するバイオマスについては、家畜ふん尿、下水汚泥、生ごみ等のエネルギー化などの高度利用が限定的であることや、林地未利用材について集荷システムが確立していないことなどの課題があることから、今後とも関係者と連携しながら、利活用システムの構築や施設整備を促進します。また、利活用技術の研究開発や普及啓発を進め、バイオマスのエネルギーや製品としての利活用による地域循環圏の形成を推進します。

また、循環資源利用促進税の活用にあっては、平成２３年度に実施した補助要綱の見直しを受け、リサイクル関連施設の整備や研究開発への助成をさらに促進するなどし、地域資源の循環的な利用等を進め、リサイクル関連産業の振興を図ります。

リサイクル製品については、道が認定し、積極的にPRを行う北海道認定リサイクル製品及びブランドの拡充に努め、利用拡大を図ります。

地域固有の生物多様性に悪影響を及ぼしているアライグマやセイヨウオオマルハナバチなどの外来種は、捕獲に努めているものの生息域の拡大が続いています。また、各種対策を行っているエゾシカも推定生息数が増加し続けており、農林業被害のほか、希少な植生へ影響が及ぶなど危機的状況にあります。

今後は、生物多様性保全の取組を一層推進するため、生物多様性の保全を総合的に推進するための条例の制定に取り組みます。また、生態系やそれを構成する動植物など生物多様性に係る地域特性の現状把握を図るとともに、重要な生態系の保全や必要に応じた外来種の防除などに努めます。

また、知床の自然環境の適正な保全と利用を進めるため、知床ルールの定着に向けた普及啓発の取組を引き続き実施します。

健全な水循環を確保するため、道内各地域において水環境保全のための協議会等が設置され、取組が進んでいる状況にはありますが、連携して流域環境保全計画を策定する箇所数の増加には結びついていません。

このため、水環境を河川水や地下水を含めた流域全体として捉え、地域が一体・主体となって取り組むことを促進するため、関係機関と連携し、流域ネットワークの構築を進めており、風蓮湖流域等での検討を働きかけているほか、水環境に係る情報を道民や関係者間で共有するための取組として、道のホームページ上に「健全な水循環の確保」に関するサイトを展開し、様々な情報提供に努めています。

また、関係機関と連携した地域コミュニティへの水質保全の取組を支援するため、北海道コカ・コーラボトリング（株）の協力を得ながら、北海道環境財団と連携して、道内の水辺において環境保全活動を行う団体に助成する「北海道e-水プロジェクト」事業を実施しています。

今後も、全道域で健全な水循環の確保の取組を推進するため、「健全な水循環の確保のための流域環境保全計画づくりガイド」を活用し、道内の水環境保全活動を行っている団体等に対して流域環境保全計画の策定を働きかけるとともに、「北海道e-水プロジェクト」の取組により、本道の水環境保全への貢献を目指す企業の資金を、道内各地域（水辺）において環境保全活動に取り組んでいる団体への支援に結びつけ、各活動団体の活性化を図りながら、本道の水環境の保全に取り組まします。

＝ 2 「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づく平成23年度の 施策等の実施状況に係る道の点検結果報告書【概要版】

（１）趣旨及び目的

「北海道地球温暖化防止対策条例」（平成21年条例第57号。以下「条例」という。）では、第9条において、条例第13条に規定する「北海道地球温暖化対策推進計画」（以下「推進計画」という。）に基づく地球温暖化対策の実施状況を明らかにした報告書を毎年作成し、公表しなければならないこととされています。本報告書は、道が推進計画に基づく施策等の実施状況を取りまとめたものです。なお、本点検・評価結果の概要は、北海道環境審議会における調査審議の資料として作成したものであり、点検・評価結果の報告書については、ホームページにおいて公表します。

（２）計画の推進状況の把握及び評価方法

この報告書では、道内における温室効果ガス排出量の状況、削減シナリオの進捗状況、2011（H23）年度における道の施策に対する実施状況、課題、今後の方向及び事業成果の評価をとりまとめるとともに、道内の市町村、事業者、NPO等の取組状況を記載しています。

（３）道の自主点検評価結果

ア 2009（H21）年度の温室効果ガス排出量の状況 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

- 2009年度の本道の温室効果ガス排出量は、6,478万t-CO₂となっており、基準年（1990（H2）年度）と比べて1.8%増加しています。また、前年度と比べると9.2%の減少となっています。
- 前年度から減少した要因は、2008年度後半に起きた金融危機による景気後退の影響に伴い生産活動が低迷したことや電力排出係数が前年度に比べ大きく減少（26%減）したことなどがあげられます。
- 推進計画では、目標年の2020（H32）年度の推計排出量（6,816万t-CO₂）から738万t-CO₂削減することを当面の目標として掲げており、削減後の排出量は6,078万t-CO₂となります。2009年度の排出量は6,478万t-CO₂であることから、目標達成には、さらに400万t-CO₂の削減が必要です。
- また、京都議定書で認められている我が国の森林吸収量のうち本道の森林による森林吸収量は、2009（H21）年度においては、1,075万t-CO₂であり、2009年度の温室効果ガス排出量（6,478t-CO₂）から森林吸収量（1,075万t-CO₂）を除いた差引排出量は、5,403万t-CO₂となっています。

これは、基準年（1990年度）と比較すると15.1%、前年度と比較すると12.0%の減少となっています。

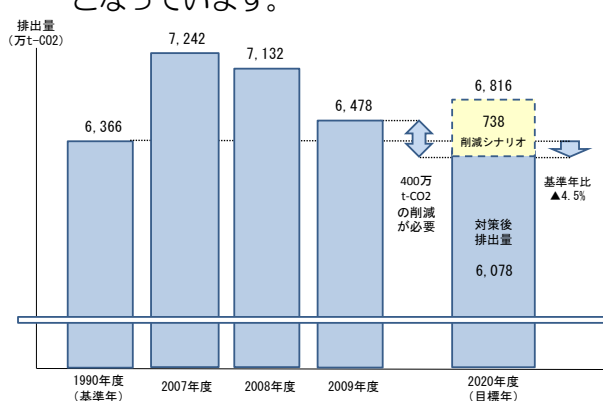


図1 2009（H21）年度排出量と削減目標との比較

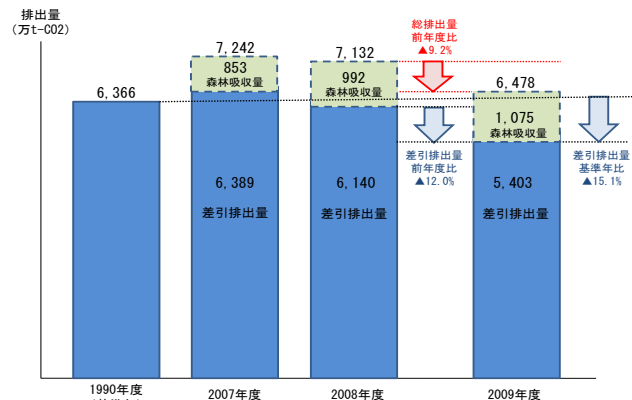


図2 差引排出量の比較

- 産業部門から排出される二酸化炭素が最も多く、次に民生（家庭）部門、運輸部門、民生（業務）部門となっており、この四部門で全体の約92%を占めています。
- 基準年（1990（H2）年度）からの排出量の推移を見ると、産業、民生（業務）部門は2007（H19）年度まで増加傾向でしたが、2008（H20）年度から減少しています。
- 運輸、民生（家庭）部門は2002（H14）年度まで増加し、その後、減少しています。
- 全国の構成比と比較すると、民生（家庭）部門、運輸部門の割合が高い一方で、産業部門、民生（業務）部門の割合が低くなっています。

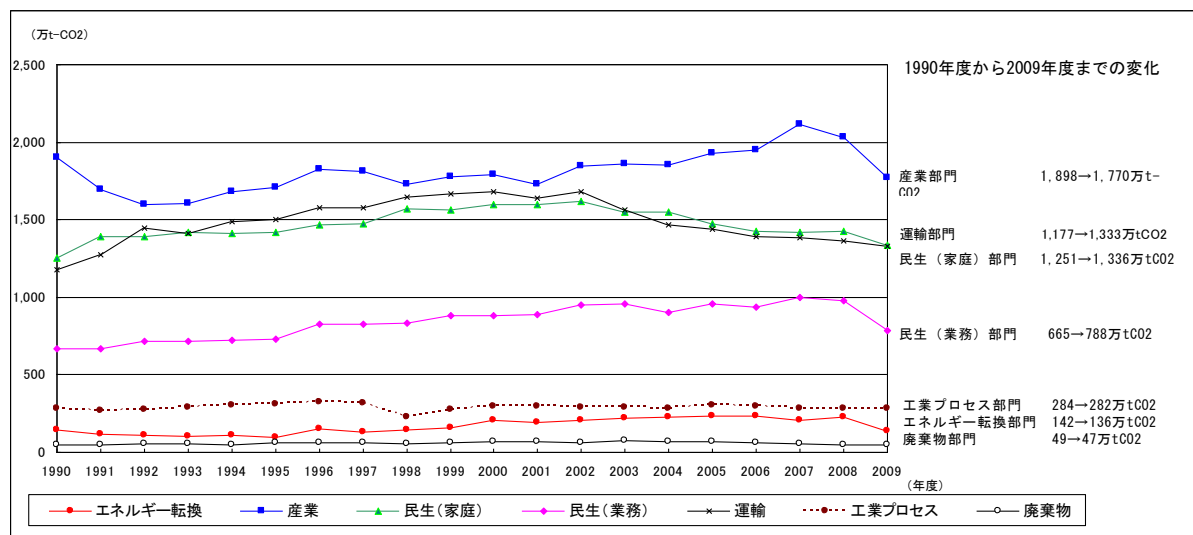


図3 本道の部門別二酸化炭素排出量の推移

イ 2010（H22）、2011（H23）年度の二酸化炭素排出量の推測 ◆◆◆

- 二酸化炭素排出量の状況にある程度推測できる統計資料（電気使用量、灯油、ガソリン等供給量など）を用い、その傾向から2010、2011年度の二酸化炭素排出状況を、試行的に推測しました。
- エネルギー使用量のトレンドでは2010年度から増加傾向にありますが、電力排出係数の減少により、2010年度の排出量は減少傾向を示すものと考えられます。

※ 電力排出係数：1kW 当たりの電力量を発電する際に排出される二酸化炭素排出量

- 2011（H23）年度について

では、東日本大震災の影響により、原子力発電の比率が減少し、火力発電の比率が増加するなど、北海道電力の電源構成が大きく変わったこと、さらに、本州への電力融通が大幅に増加し、総発電電力量が増加するため、電力排出係数が増加しています。

- 2011年度の排出量は、エネルギー使用量の増加や電力排出係数の増加などの要因から、2009年度に比べ増加することが推測されます。

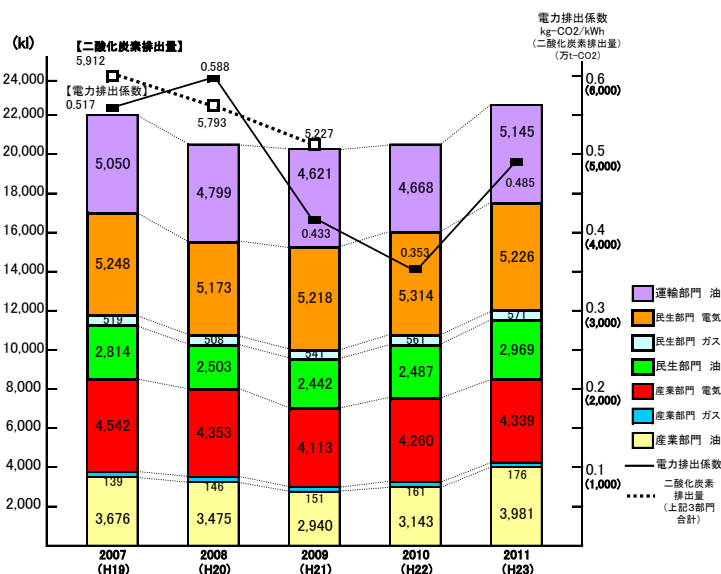


図4 道内の各部門（産業・民生・運輸）エネルギー使用量の推移

ウ 削減シナリオの進捗状況

- 推進計画に基づく、削減シナリオの進捗状況については、削減シナリオに示した道民、事業者、運輸及び廃棄物関係の取組ごとの 2020 年度（H32）の削減見込量と国が公表した「京都議定書目標達成計画の進捗状況」に基づき算出した道内の 2010（H22）年度の削減実績（推計）を比較することにより、客観的な進捗状況の把握を試行的に行いました。
- 道民、事業者、運輸及び廃棄物関係の取組ごとの 2020 年度の削減見込量と 2010 年度の削減見込量（推計値）を比較すると、2020 年度削減見込量の 738 万トン-CO₂ に対し、2010 年度時点では 427.4 万トン-CO₂ の削減が図られたことになります。（図 5）
- 特に、事業者における省エネ機器や高効率な機器の導入の促進などにより、削減目標に向けて推移しています。
- なお、進捗状況については、東日本大震災前の 2010 年度の見込量であり、2011 年度以降は震災後の電力需給状況の変化などの影響から見込量の変動も予想されますが、今後とも道民や事業者などの取組を着実に促進し、温暖化対策を推進する必要があります。

【二酸化炭素排出削減対策（道民の取組）】（図6）

- テレビ、冷蔵庫などトップランナー基準に基づく機器の効率向上は、削減目標以上で推移しており、省エネ機器の買い換え促進、高効率な省エネ機器の普及などは、家電エコポイント制度の効果などにより、削減目標に向けて順調に推移していますが、新築・改築時の省エネ性能の向上は、住宅着工件数の大幅減から計画どおり推移していません。

【二酸化炭素排出削減対策（事業者の取組）】（図7）

- 高性能ボイラーや低燃費型建設機械の導入などは、削減目標以上で推移しており、エネルギー管理システムの導入などは、削減目標に向けて推移しています。
- 再生可能エネルギーについては、太陽光発電の導入は進んでいないものの、風力、中小水力発電のほか、太陽熱・雪氷冷熱などの熱利用や森林バイオマス利用については、削減目標に向けて推移しています。

【二酸化炭素排出削減対策（運輸関係の取組）】（図8）

- エコカー補助金、エコカー減税などの効果で、次世代自動車の普及割合が増加したことにより、削減目標に向けて推移しています。

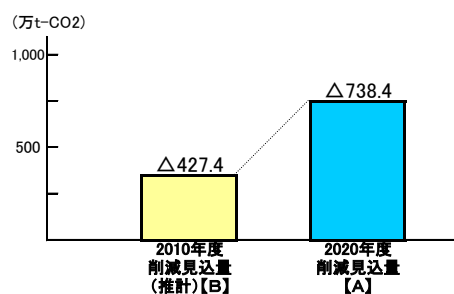


図5 削減シナリオの進捗状況（全体）

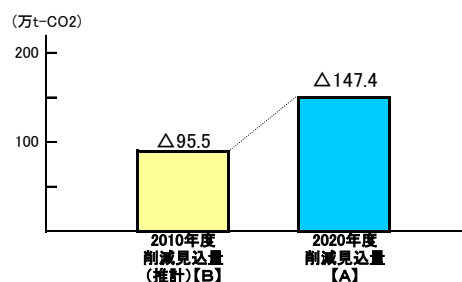


図6 二酸化炭素排出削減対策（道民の取組）

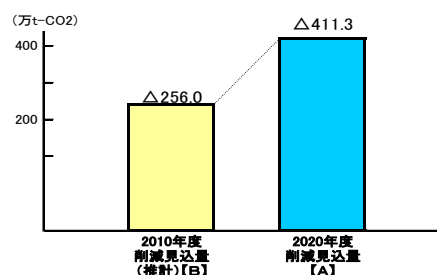


図7 二酸化炭素排出削減対策（事業者の取組）

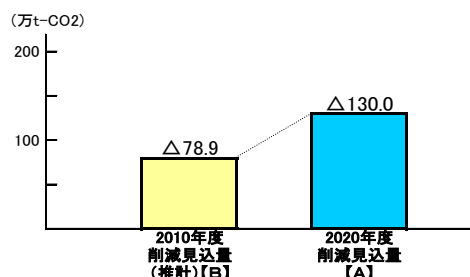


図8 二酸化炭素排出削減対策（運輸関係の取組）

【A】：2020年度の削減見込量（合計738万t-CO2）

【B】：2010年度の削減見込量（推計）

推進計画では、本道の持つ特徴や強みを活かすとともに、地球温暖化対策において目指す将来像の実現に向けて、分野横断的に展開する施策を重点施策として、国、市町村、道民、事業者等と連携・協働して、推進することとしています。

【重点施策①】 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

○ NPO等の民間団体が主体として行う地域の自主的な地球温暖化対策等への支援を実施しました。また、家庭からの二酸化炭素排出削減効果の「見える化」により、家庭での取組促進を図る事業などを実施しました。

○ 北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、一定以上のエネルギーを使用する事業者等から、温室効果ガス削減等計画書や実績報告書を受理・公表しました。

○ 道が行う事務・事業の実施にあたり、H17～H22 年度を計画期間とする第 2 期計画が終了したことから、「第 3 期道の事務・事業に関する実行計画（道庁グリーンアクション）」を策定し、計画に基づき着実に温室効果ガスの排出抑制を図りました。

○ 運輸部門の温室効果ガス削減に向けた取組として、エコドライブの実践と交通安全を併せて啓発する事業や道産バイオ燃料の地産地消の取組を促進し、H24.3から札幌市、胆振、後志管内でバイオガソリンの販売が開始されました。

○ 環境に配慮した取組を自主的に行う事業所を「北海道グリーン・ビズ」事業所として登録認定しました。

○ 低炭素社会の構築に向け、北海道が優位性を発揮する森林資源やバイオマス資源を活用したカーボン・オフセットの取組を促進するため、各種制度の一体的な相談窓口の設置や研修等を開催しました。

○ 本道の環境保全に貢献しようとする企業から提供された資金を、(財)北海道環境財団が実施する温暖化防止活動に結びつけ、財団と連携、協力を図りながら、本道の環境保全に取り組みました。

○ 市町村やNPO等との協働による環境学習の機会の提供や自主的な環境保全のための地域活動の支援を実施しました。また、エコ家電等のアドバイスを担う人材の育成を行いました。

- 116 -

課題

- 各種普及啓発事業のPRを図るとともに、事業成果の周知や事業実施による地域への波及効果の把握など、より効果的・具体的な普及啓発の検討が必要です。
- 条例やグリーンビズ認定、カーボン・オフセットなどの各種制度の浸透や活用を図るため、制度の認知度向上を図るとともに、制度活用のメリット等について周知を図り、理解を促進することが必要です。
- また、道内各地でエコドライブ講習会を受講できる体制づくりや道民がバイオ燃料を利用できる環境づくりを構築することが必要です。

今後の方向

- 節電、省エネやクールビズ、ウォームビズなど低炭素型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促進するため、引き続き、道民、事業者等への具体的な環境配慮行動の効果的な普及啓発を市町村や各団体と連携して一体的に行います。
- 条例や各制度の認知度向上のため、HP や各種会議での周知及び関係団体と連携した取組を進めるとともに、温暖化防止関連の取組を一元化して情報発信の充実を図ります。
- バイオ燃料の地産地消に向けた取組やエコドライブの推進と交通安全を一体的、継続的に進めます。

対策・施策の評価

- 東日本大震災後の省エネ意識の高まりの中、低炭素型のライフスタイルへの転換を加速するためには、この機を捉え、継続的な節電、省エネといった地球温暖化対策の具体的な行動の促進と取組の継続を促すことが重要であり、これまでの取組の成果を踏まえて、より効果的な普及方策の検討が必要です。
- グリーン・ビズ認定制度や環境マネジメントシステム取得事業者及び道内のクレジット登録・認証件数など、年々増加傾向にありますが、更なる導入拡大に向けて、具体的なメリットなどの啓発や仕組みづくりの検討が必要です。
- 道内自動車学校でエコドライブ講習を受講できる体制づくりや様々な機会を通じて啓発を行う必要があります。また、バイオガソリン販売を契機としたバイオ燃料の地産地消に向けた関係者と一体となった環境づくりを進め、低炭素型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を図る必要があります。
- 道の事務・事業における温室効果ガスの排出量は、第2期計画の削減目標値を達成しましたが、今後、第3期計画に基づき、引き続き取組を実施するとともに、その成果を民間事業者や市町村等に発信するなどして、取組の促進につなげることが必要です。

【重点施策②】 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等**対策・施策の実施状況**

- 市町村、民間事業者等が行う省エネ・新エネ施設等の導入に対する支援や道有施設への導入を核とした地場企業による環境エネルギー関連市場の拡大等に向けた取組を行うとともに、省エネ・新エネの促進を図るためセミナーの開催や講師の派遣などの普及啓発を実施しました。
⇒グリーンニューディール基金事業、エネルギー「一村一炭素おとし」事業、地域エネルギー

産業参入促進事業、地域省エネ・新エネ行動加速事業、省エネ・新エネ導入効果「見える化」推進事業

- 次世代自動車や太陽光発電等製造企業、雪氷など自然エネルギーを用いた低炭素型工場など、二酸化炭素排出量削減に取り組む企業等の誘致促進等を図りました。
⇒特定重点分野誘致活動強化事業費、スマートコミュニティ構築可能性調査事業、低炭素型工場等誘致事業、「環境に優しいインダストリアルパーク」PR事業、LNG冷熱利用可能性調査事業
- 北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、エネルギー供給事業者や一定規模以上の建築物の新築等を行う事業者から、再生可能エネルギー計画書、建築物環境配慮計画書の受理・公表をしました。
⇒北海道地球温暖化防止対策条例に基づく報告・公表
- バイオマス利活用施設の整備及び利活用実態等調査を行うことなどにより、バイオマスの利活用を促進しました。
⇒地域循環圏形成促進事業、バイオマス利活用フロンティア推進事業費、畜産環境総合整備事業費
- 環境関連産業の育成・振興等を図るため、試験研究機関や大学、地域企業等が一体となって行う低炭素化に向けた先導的な取組等への支援を行いました。
⇒産学連携道産低炭素化技術振興モデル事業、環境関連産業技術開発促進事業

課題

- 省エネ・新エネの導入を通じた地球温暖化対策と地域経済の活性化を引き続き図る必要があります。
- 再生可能エネルギーの導入は、その進捗が遅い状況にあり、大規模導入と併せ、自立・分散型システムの導入を図る必要があります。
- 冷涼な気候と豊富な自然エネルギーなど、リスク分散の適地としての北海道をPRすることで、企業立地を促進する必要があります。
- 成長産業として期待される環境関連分野において、企業ニーズを把握し、研究シーズとのマッチングにより、環境関連産業の育成・振興を図る必要があります。

今後の方向

- 省エネ・新エネ施設の導入を促進するため、引き続き効果的な導入支援を行い、温暖化対策、地域経済の活性化を図ります。
- 積極的な投資が期待できる環境関連分野の企業誘致や低炭素型工場等の誘致を促進するため、引き続き北海道の優位性などの情報発信や調査研究を行うなど誘致活動を強化します。
- 共同・受託研究や技術支援のテーマとして、研究シーズの活用について検討を行うとともに、継続的な情報収集とフォローアップを実施します。

対策・施策の評価

- 市町村や民間事業者等への省エネの取組に対する支援などにより、削減シナリオの進捗状況において、家庭や事業者における省エネ機器やエネルギー効率の高い設備等の導入などが促進され、削減目標に向けて推移していますが、本道において重要な建築物の省エネ性能の向上が進んでおらず、今後、関係者の連携等により、北方型住宅の普及促進などに取り組む必要があります。

- 一方、再生可能エネルギーの導入は、その進捗が遅い状況にあります。道内においても、電力需給の状況はこれまで以上に厳しくなることが想定されることから、今後、さらに効果的、効率的な省エネ・新エネ施設の導入支援を行うことが必要であり、導入等に係る各種情報の一体的な提供を行う必要があります。
- また、多様な再生可能エネルギー資源に恵まれた本道において、大規模導入や自立・分散型導入を進めるため、国等に対して必要なインフラ整備やモデル構築に向けた支援を求める必要があります。
- 北海道環境産業振興戦略に基づき環境関連産業の参入促進の取組を図る必要があります。特に道内企業の参入拡大に向けた支援等が必要です。
- 環境関連産業の育成・振興を図るため、北海道総合研究機構や大学などと連携し、対策技術や適用方策など共通のテーマをベースとしながら、調査研究等を推進することが必要です。

【重点施策③】 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進

対策・施策の実施状況

- 森林の持つ二酸化炭素の吸収作用・貯蔵作用などの公益的機能の発揮に配慮した森林整備の計画的な推進を図るとともに、バイオマス利用施設等の整備及び公共施設等での地域材利用を促進し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等を活用した地域産業の再生を図りました。
⇒森林整備事業、森林整備加速化・林業再生事業費、未来につなぐ森づくり推進事業費補助金
- 森林づくりに対する道民や事業者等の理解を深め、森林づくりを道民全体で支えていく機運を醸成するため、企業や団体等多くの道民による協働の森林づくりの推進や普及啓発を行いました。
⇒道民との協働の森づくり推進事業、北の大地の森林づくり促進事業、北のみどり21プラン推進事業、「エコ・チャレンジの森」推進事業
- 道有林の整備により発生した温室効果ガス排出削減・吸収量について、クレジットを取得しました。
⇒道有林森林吸収エコビジネス支援プロジェクト
- 木質バイオマスの安定供給体制の整備に向けた取組、木質ペレットの需要拡大や「地材地消」の取組を促進するため、各種イベントの開催など普及啓発を行いました。
⇒森林整備加速化・林業再生事業費、木質バイオマス大規模利用促進事業

課題

- 森林の二酸化炭素吸収機能による地球温暖化防止など、森林の多面的機能の維持増進のため、計画的な森林整備や適切な間伐を推進する必要があります。
- 森林づくりへの道民参加を促進するために、植樹などの森林づくりの活動の機会を広く道民に対して提供するとともに、市町村や緑化団体等との連携・協働した森林づくりを展開する必要があります。
- 木質バイオマスの利用を促進するため、林地未利用材を効率的に収集し、公共施設のほか、民間施設や一般家庭での木質ペレットストーブの普及拡大を図る必要があります。

今後の方向

- 計画的・安定的な間伐等の公益性を重視した森林管理や森林整備を進めることとします。

- 関係機関と連携した情報発信の充実など、森林づくり活動に参加しやすい環境整備を図り、道民との協働による森林づくりを継続・推進します。
- 林地未利用材の安定供給体制の構築を図るとともに、木質ペレットや「地材地消」に関する情報発信など普及啓発を行い、木質バイオマスの利用を促進します。

対策・施策の評価

- 森林の二酸化炭素吸収量は、平成 22 年度において、ほぼ目標を達成しています。
- 森林資源の循環利用を通じて、森林のもつ二酸化炭素の吸収や水源のかん養、木材の生産などの多面的機能を持続的に発揮させるため、木材利用と環境保全との調和を図りながら、間伐等による森林の整備や適正な保全などの取組を推進することが必要です。
- 道民や企業等が地球温暖化防止について理解を深め、一体となって温室効果ガスの削減に向けた取組を推進するため、森林や森林づくりに関する様々な情報提供、森林学習や森林・林業体験活動等の森林とのふれあいプログラムの提供や市町村と連携したカーボンオフセット・クレジットの活用により民間企業と連携した森林づくりの取組など、道民や企業などによる森林づくりを進めることが重要です。
- 木質ペレットストーブの導入は着実に増加しており、今後、林地未利用材の安定供給体制の構築と併せ、木質ペレットなどの利用拡大を着実に進めることが必要です。

（４）道内の取組状況

道内では、市町村、事業者、NPO等により、地球温暖化対策のための様々な取組が進められているほか、地球温暖化対策に関する各種の調査研究が行われています。

こうした取組の把握にあたっては、国等が行った調査結果を活用するほか、道が独自に、市町村における行政や事業者及びNPO等における温暖化対策等の取組に関する調査や地球温暖化対策に関する調査研究について調査を行うとともに、国や道から優れた取組として表彰された事業者などの取組状況を取りまとめました。（各主体の取組状況は点検・評価報告書をご覧ください。）

道内の多様な取組全てを把握することは困難ですが、今後、こうした取組を幅広く把握し、各主体との連携により、地球温暖化対策を推進する必要があります。

北海道の取組状況

○ 道の事務事業に関する実行計画

道では、道が行う事務・事業に伴い排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、道民・事業者の取組を促すことを目的として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「道の事務・事業に関する実行計画」を策定しています。（第 1 期計画：H12～16 年度、第 2 期計画：H17～22 年度）

「第 2 期道の事務・事業に関する実行計画」に係る平成 22 年度実績は、平成 22 年度における温室効果ガス排出量を、基準年度である平成 16 年度の排出量に比べ 16.5%削減することを目標としており、平成 22 年度の排出量は基準年度に比べ 26.7%減少しました。

○ ガイア・NEXTプロジェクト

道では、地球温暖化対策を総合的に進めていくため重点的に取り組む施策を『ガイア・NEXT プロジェクト』と名付けて、推進計画の重点施策に掲げる三つの柱を重点的に取り組むこととし、全庁一丸となって温暖化対策を推進しています。平成 23 年度は、37 事業（約 56 億円）に取り組みました。

市町村の取組状況

- 帯広市と下川町は、平成20年度に「環境モデル都市」として、国から選定され（全国で13自治体）、温室効果ガスの大幅な排出削減など、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて取組を実施しています。
- 市町村の地球温暖化対策に関する施策・対策の実施状況としては、太陽光発電システムへの補助（北見市、釧路市、北広島市等）、ペレットストーブ導入補助（伊達市、美幌町、足寄町等）など、多くの市町村で省エネ・新エネ関連の助成制度を設け支援を行っています。
- また、自らの庁舎等での省エネ機器の導入等（LED街路灯、太陽光発電システム、地中熱ヒートポンプ、木質ペレットボイラー）が多くの市町村で実施されており、その他、エコ・アクション・ポイント事業やエコドライブアドバイザー養成講習会の開催、住民を対象とした環境講座の開催、家庭向けCO₂削減の冊子等の配布などの普及啓発なども行われています。
- 調査研究、技術開発では、マイクロ水力発電可能性調査（ニセコ町）や小水力発電調査事業（富良野市）が行われています。

事業者、NPO等の取組状況

- 道内の事業者、NPO等による地球温暖化対策のための取組を振興局管内別にまとめています。
地球温暖化防止の率先行動、地域特性を活かした雪氷エネルギーの利用、バイオマスの利活用、地中熱ヒートポンプ、ペレットボイラーなどの省エネルギー・新エネルギーの導入、スマートメーターの導入、温泉排熱の有効利用などの建築物の省エネルギー対策、国内クレジット制度の活用等といった、創意にあふれた、他の事業所の模範となるような優れた取組や、先進的な取組など、北海道らしい取組も行われています。

（５）東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に伴う温暖化対策についての道内への影響**はじめに**

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、強い揺れと巨大な津波により甚大な被害が発生し、電力不足による経済活動の停滞、東北電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の一般環境への放出など、日本の社会経済に未曾有の事態を引き起こしました。
- 自然のすさまじい威力による、社会やシステムの脆弱などを改めて認識することとなり、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方など、ライフスタイルや社会構造、エネルギー供給システム等を改めて見直すことが求められています。
- こうした中、現在、国においてはエネルギー政策の見直しと併せて地球温暖化対策のあり方について検討を進めており、今後、本道における地球温暖化対策の進め方にも大きな影響があるものと想定されます。

道内における温暖化対策への影響**【電力需給と二酸化炭素排出量】**

- 平成23年夏の首都圏などでは電力供給が逼迫するなど、電力不足への対応が求められたことから、北海道電力では、震災直後から本州への電力融通のため、送電線の最大能力である60万kWの電力を送電してきましたが、今後の原子力発電所の稼働状況によっては、道内での電力需給状況が厳しくなることも予想されます。
- 電力需給に関連し、二酸化炭素排出量については、泊原子力発電所の停止による火力発電への

シフトなどにより、電力の排出係数が大きく上昇することが予想されます。

- この他、道内の精油所やセメント、鉄鋼、自動車などの製造業においても、東北・関東地方の工場の一時的なライン停止等を補うための代替生産などが行われ、各部門でのエネルギー使用量の増加等により、平成 23 年度の道内の二酸化炭素排出量は増加傾向を示すものと考えられます。

【再生可能エネルギーの普及拡大】

- しかし一方で、平成 24 年 7 月から再生エネルギー全量固定価格買取制度が導入されることに伴い、道内でも豊富で多様な再生可能エネルギーが賦存することを背景として、大規模太陽光発電所（メガソーラー）や風力発電の設置が相次いで計画されています。
- また、エネルギー効率が高く、災害にも強い、自立・分散型エネルギーシステムの考え方が再認識され、地域において導入を検討する動きが出てきています。

【省エネルギーの取組の加速】

- 東日本大震災を機に高まった節電・省エネルギーの意識により、道民や事業者の環境負荷低減に向けた省エネ機器、次世代自動車への買い替え等の動きなどが見られるとともに、新たな「気づき」による省エネルギー行動の実践が広がっています。
- 節電の取組は二酸化炭素排出の削減につながるだけでなく、これまでの私たちのくらしや事業活動を見直すことにより、新しいライフスタイル、ビジネススタイルが構築されつつあります。

道の今後の対応

- 道としては、こうした国の動きなどを踏まえ、目標年度の 2020 年から 738 万トン削減することとしている「北海道地球温暖化対策推進計画」における当面の削減目標の見直しを行い、再生可能エネルギーの地産地消などによる導入促進や、豊かな森林を活用したカーボン・オフセットの取組など、本道の特徴や強みを活かした温室効果ガスの削減に取り組むこととしています。
- また、道民、事業者の節電・省エネルギーの意識の高まりを具体的な行動の実践につなげ、低炭素型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を進めていくこととしています。